資料4-3　（参考資料）

史跡等整備のてびき　―保存と活用のために―　（文化庁監修）と改訂案の構成

【保存管理計画策定報告書：文化庁監修構成見本】	【熊本城跡保存管理計画】（S57年度 改訂・案）		備　考　（策定にあたつての方向性など）
1.沿革と目的（保存管理策定の目的と経緯）	Ⅰ	沿革と目的	①保存管理計画を定めるに当たっての留意点（史跡等整備のてびきより抜粋）
（1）計画策定の沿革（策定に至る経緯）		（1）計画策定の沿革（策定に至る経緯）	1）整備計画との役割分担及び組合せ
保存管理計画の策定の沿革について記述する		保存管理計画の策定の沿革について	・保存管理計画と整備計画は相互に役割を補完し合うものであるが、それぞれ本来の目的は異なる。
（2）計画の目的		（2）計画の目的	・両者の違いを十分踏まえ、相互の役割分担と連携の在り方について検討するすることが必要である。
保存管理計画の策定の目的について記述する		保存管理計画の策定の目的について	・史跡等の規模、土地利用の在り方、土地の公有化の速度等に応じて、相互の役割分担あるいは
（3）委員会の設置		（3）委員会の設置	両者の適切な組合せ等について検討することが重要である。
策定に当たって設置した委員会の名簿、審議経過等		策定に当たって設置した委員会の名簿、審議経過等のまとめ	2）他法令による規制との調整
のまとめ			3）保存管理計画策定委員会の設置及び地域住民との合意
			・有識者、地域代表から成る委員会を設置し、史跡等の本質的価値の保存管理に関する学術的な
			判断を踏まえ、合意形成に努める。
2.史跡の概要	Ⅱ	史跡の概要	※新たな管理項目、調査内容　・・・　赤印
（1）指定に至る経緯	1	指定に至る経緯	
指定に至る経緯について記述する		熊本城の沿革	
		熊本の歴史と地形、地質等	
		熊本城の地域についての検討	
		特別史跡の指定及び解除の経緯	
		管理団体の指定	
		建造物の指定と管理団体の指定	
（2）指定地の状況	2	指定地の状況	
		指定説明とその範囲	
ア、指定説明とその範囲		指定地の現状	
イ、指定地の現状		歴史的調査の結果（遺構調査）	
		発掘調査の成果（報告書のまとめと瓦の編年）	
		石垣保存修理の経過	
歴史的調査の結果（遺構調査）・歴史的資料（文献・絵図・写真等）		重文建造物ほか修理の経過	
		公園整備の経過	
		歴史的資料の整理（文献・絵図・写真等）	
・自然的調査の結果（地形・植生等）	3	基礎資料の整理	
		自然的調査の結果（地形・植生等）	
		地形図の修正、作成	旧城域、特別史跡の面積確定(世界測地系による統一)
		植生図の作成	
		石垣カルテの作成　（石垣悉皆調査による全体規模の確認）	本丸（数寄屋丸、飯田丸、竹の丸）二の丸、三の丸（古城）
		石垣編年の確定	
		建造物カルテの整理、作成　（重文建造物を中心とした保存管理計画の策定）	重文建造物、復元建造物、その他
・社会的調査の結果	4	社会的調査の整理	
3.保存・管理	Ⅲ	保存・管理	

（1）保存管理の基本方針	1	（1）保存管理の基本方針	
（2）構成要素の明確化	2	（2）構成要素の明確化	
①本質的価値を構成する枢要の諸要素	3	①本質的価値を構成する枢要の諸要素	
②本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素		②本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	策定に当たっての考え方
③地区区分による諸要素		③地区区分による諸要素	1）保存管理の基本方針及びその方法はすべての史跡等について定めておく事柄である。
④周辺地域の環境を構成する諸要素		④周辺地域の環境を構成する諸要素	2）公有化がなされていない史跡等については、史跡等の保護と土地所有及び土地利用との調整を要する
（3）保存管理の方法		（3）保存管理の方法	ことから、史跡等の管理団体は、現状変更等の取扱基準、土地の公有化の方向性、整備等の将来構想
		・諸要素ごと、地区ごとの保存管理の方法	をも含めた計画を進めること。
・諸要素ごと、地区ごとの保存管理の方法		建造物の保存管理の問題点	
		石垣の保存修理計画	
・個別の諸要素の保存管理の方法		将来の問題点	
（4）現状変更等の取扱方針及び取扱基準			
4.整備活用	Ⅳ	整備活用	
・公有化・整備・公開・追加指定等に関する将来像の提示	1	土地の公有化と経緯、計画	保存管理計画とは、
	2	**熊本城の環境整備**	史跡等の本質的価値をどのように保存管理するかについて定めたもの。
		環境整備の基本方針	
		地域区分	
		環境整備のあり方	
（基本的考え方）	3	今後の追加指定と整備の方向	
		城域の明確化	
	4	熊本城跡の整備	整備計画とは、
		既存施設の取り扱い(三の丸テニスコートなど)	史跡等がき損し又は衰亡している場合に元の状態に復旧し、さらにその本質的価値を回復し、それらを
		交通計画	持続的に公開・活用を図る上での方針及び方法について定めたもの。
		パッファゾーンの検討	
5.運営及び体制整備	Ⅴ	運営及び体制整備	
・管理団体、居住する住民、占有権団体などの相互の意思疎通と連帯協力を円滑に進める	1	熊本城の管理に関する取扱要領	
・適切な運営方法、体制整備の在り方について方針を示す			
（基本的考え方）			